

◎新潟県訓令第6号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。ただし、別表第4土木部監理課の部の改正は、同年6月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中条、項、別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた条、項、別表の号及び別表の細目の号（以下「移動条等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中条、項、別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた条、項、別表の号及び別表の細目の号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項、別表の号及び別表の細目の号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項、別表の号及び別表の細目の号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(部長共通の専決事項)</p> <p><b>第4条</b> 部長（知事政策局長、防災局長、<u>観光局長</u>、交通政策局長及び出納局長を含む。以下同じ。）共通の専決事項は、別表第2のとおりとする。</p> <p><b>第4条の4</b> (略)</p> <p><b>第4条の5及び第4条の6</b> <u>削除</u></p>	<p style="text-align: center;">(部長共通の専決事項)</p> <p><b>第4条</b> 部長（知事政策局長、防災局長、交通政策局長及び出納局長を含む。以下同じ。）共通の専決事項は、別表第2のとおりとする。</p> <p><b>第4条の4</b> (略)</p> <p><b>第4条の5</b> <u>削除</u></p> <p style="text-align: center;">(観光局長の専決事項)</p> <p><b>第4条の6</b> <u>第4条の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、観光局長が専決するものとする。</u></p> <p>(1) <u>産業労働観光部観光局が所管する課(以下「観光局所管課」という。)の部長専決事項(別表第2第1号から第5号までに掲げる事項(産業労働観光部長の指定するものを除く。)に限る。)</u></p> <p>(2) <u>観光局長の旅行(5日以上の旅行を除く。次号において同じ。)の命令をすること。</u></p> <p>(3) <u>観光局長の旅行の復命を受けること。</u></p> <p>(4) <u>観光局長の休暇等の承認等をすること。</u></p> <p>(5) <u>一般職員勤務時間条例第6条の規定による観光局長の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。</u></p> <p>(6) <u>一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による観光局長の代休日の指定を行うこと。</u></p> <p>(7) <u>観光局長の当直勤務の命令をすること。</u></p>

(参事等の専決事項)

**第5条の8** 課(課又はセンターに置く室以外の室及び課に置くセンター以外のセンターを含む。以下同じ。)に置かれる参事(情報主幹を含む。)及び副参事(行政調査員、法務調整員、財政調整員、人事調査員、総括政策企画員、政策企画員、危機対策専門員、企画監査員、建築調整員、主席検査員及び会計調査員を含む。)は、第5条に規定する課長専決事項(別表第3第2号から第10号まで及び第31号に掲げる事項に限る。)及び第6条第1項に規定する課長専決事項のうち、当該課長の指定する事項について専決するものとする。

(部長、課長等の個別的専決事項)

**第6条** (略)

2 前項の規定にかかわらず、都市局所管課の部長専決事項は、土木部長の指定するものを除き、都市局長が専決するものとする。

(部長の権限の代決)

**第10条** 部長が不在のときは、その事務を担当する副部長又は次長(以下「主務副部長等」という。)(土木部にあつては都市局長又は主務副部長等(都市局所管課の事項については都市局長を優先し、その他の事項については主務副部長等に限る。))がその事務を代決する。

2 部長及び主務副部長等がともに不在のとき(土木部都市局所管課の事項については部長、都市局長及び主務副部長等がともに不在のとき)は、その事務を分掌する課長(以下別表第3までにおいて「主務課長」という。)がその事務を代決する。

3 部長、主務副部長等及び主務課長がともに不在のとき(土木部都市局所管課の事項については部長、都市局長、主務副部長等及び主務課長がともに不在のとき)は、主務副部長等以外の副部長又は次長がその事務を代決する。

4 部長、都市局長、副部長、次長及び主務課長がともに不在のときは、その部又は局の課長(順序は、行政組織規則第6条から第7条までの規定に

(参事等の専決事項)

**第5条の8** 課(課又はセンターに置く室以外の室及び課に置くセンター以外のセンターを含む。以下同じ。)に置かれる参事(情報主幹を含む。)及び副参事(行政調査員、法務調整員、財政調整員、統計企画員、総括政策企画員、政策企画員、危機対策専門員、企画監査員、建築調整員、主席検査員及び会計調査員を含む。)は、第5条に規定する課長専決事項(別表第3第2号から第10号まで及び第31号に掲げる事項に限る。)及び第6条第1項に規定する課長専決事項のうち、当該課長の指定する事項について専決するものとする。

(部長、課長等の個別的専決事項)

**第6条** (略)

2 前項の規定にかかわらず、観光局所管課の部長専決事項は、産業労働観光部長の指定するものを除き、観光局長が専決するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、都市局所管課の部長専決事項は、土木部長の指定するものを除き、都市局長が専決するものとする。

(部長の権限の代決)

**第10条** 部長が不在のときは、その事務を担当する副部長又は次長(以下「主務副部長等」という。)(産業労働観光部にあつては観光局長又は主務副部長等(観光局所管課の事項については観光局長を優先し、その他の事項については主務副部長等に限る。)、土木部にあつては都市局長又は主務副部長等(都市局所管課の事項については都市局長を優先し、その他の事項については主務副部長等に限る。))がその事務を代決する。

2 部長及び主務副部長等がともに不在のとき(産業労働観光部観光局所管課の事項については部長、観光局長及び主務副部長等がともに不在のとき、土木部都市局所管課の事項については部長、都市局長及び主務副部長等がともに不在のとき)は、その事務を分掌する課長(以下別表第3までにおいて「主務課長」という。)がその事務を代決する。

3 部長、主務副部長等及び主務課長がともに不在のとき(産業労働観光部観光局所管課の事項については部長、観光局長、主務副部長等及び主務課長がともに不在のとき、土木部都市局所管課の事項については部長、都市局長、主務副部長等及び主務課長がともに不在のとき)は、主務副部長等以外の副部長又は次長がその事務を代決する。

4 部長、観光局長、都市局長、副部長、次長及び主務課長がともに不在のときは、その部又は局の課長(順序は、行政組織規則第6条から第7条ま

掲げる課の順序とし、都市局所管課の事項については都市局所管課を優先し、都市局所管課以外の課の事項については都市局所管課以外の課を優先する。)がその事務を代決する。

### 第10条の2及び第10条の3 削除

(課長の権限の代決)

#### 第11条 (略)

2 課長及び課長補佐がともに不在のときは、課に置く室及びセンター以外の課の事項については、その事務を担当する係長又は副参事(行政調査員、法務調整員、財政調整員、人事調査員、総括政策企画員、政策企画員、危機対策専門員、企画監査員、建築調整員、主席検査員及び会計調査員を含む。第4項、次条及び第11条の3において同じ。)がその事務を代決する。

3・4 (略)

#### 別表第2 (第4条関係)

部長共通専決事項

(1)～(10) (略)

(11) 部長及び部長相当職の職員(課長を兼ねる職員を除く。次号から第16号までにおいて同じ。)の旅行並びに参加、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、総括政策監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅の命令をすること。

(12) 部長及び部長相当職の職員の旅行並びに参加、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、総括政策監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅の復命を受けること。

(13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休

での規定に掲げる課の順序とし、観光局所管課事項については観光局所管課を優先し、観光局所管課以外の課の事項については観光局所管課以外の課を優先し、都市局所管課の事項については都市局所管課を優先し、都市局所管課以外の課の事項については都市局所管課以外の課を優先する。)がその事務を代決する。

### 第10条の2 削除

(観光局長の権限の代決)

第10条の3 観光局長が不在のときは、主務課長がその事務を代決する。

2 観光局長及び主務課長がともに不在のときは、副部長又は次長がその事務を代決する。

3 観光局長、副部長、次長及び主務課長がともに不在のときは、行政組織規則第6条の6に掲げる課の順序(観光局所管課を優先する。)により、産業労働観光部の課長がその事務を代決する。

(課長の権限の代決)

#### 第11条 (略)

2 課長及び課長補佐がともに不在のときは、課に置く室及びセンター以外の課の事項については、その事務を担当する係長又は副参事(行政調査員、法務調整員、財政調整員、統計企画員、総括政策企画員、政策企画員、危機対策専門員、企画監査員、建築調整員、主席検査員及び会計調査員を含む。第4項、次条及び第11条の3において同じ。)がその事務を代決する。

3・4 (略)

#### 別表第2 (第4条関係)

部長共通専決事項

(1)～(10) (略)

(11) 部長及び部長相当職の職員(課長を兼ねる職員を除く。次号から第16号までにおいて同じ。)の旅行並びに参加、広報監、観光局長、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、総括政策監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅の命令をすること。

(12) 部長及び部長相当職の職員の旅行並びに参加、広報監、観光局長、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、総括政策監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅の復命を受けること。

(13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休

業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）並びに参加、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、総括政策監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の休暇等（夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。）。

(14)～(21) (略)

別表第4（第6条関係）

(略)

総務管理部

(略)

総務事務センター	
部長専決事項	センター長専決事項
(略)	(1)～(3) (略) (4) 職員の扶養親族届に関する扶養親族としての要件の有無について確認し認定をすること。 (5) (略) (6) 職員の児童手当の受給資格及び額の認定をすること。 (7)・(8) (略)

県民生活・環境部

県民生活課

部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）第4条第4項の規定により、裁定を行うこと。</u> (2) (略) (3) (略)	(1)・(2) (略) (3) <u>消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第12条第6項の規定による措置をとるべきことを命ずること。</u> (4) <u>家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第4条第1項の規定により、家庭用品の表示事項又は遵守事項に係る指示をすること。</u>

業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。）並びに参加、広報監、~~観光局長~~、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、総括政策監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の休暇等（夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。）。

(14)～(21) (略)

別表第4（第6条関係）

(略)

総務管理部

(略)

総務事務センター	
部長専決事項	センター長専決事項
(略)	(1)～(3) (略) (4) 職員の扶養親族届に関する扶養親族としての要件の有無及び配偶者の有無について確認し認定をすること。 (5) (略) (6) 職員の児童手当及び子ども手当の受給資格及び額の認定をすること。 (7)・(8) (略)

県民生活・環境部

県民生活課

部長専決事項	課長専決事項
(1) (略) (2) (略)	(1)・(2) (略)

- (5) 家庭用品品質表示法第10条第2項の規定により、適当な措置をとること。
- (6) 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第6条第2項の規定により、標準価格等を表示すべきことを指示すること。
- (7) 新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和52年新潟県条例第44号）第16条第1項の規定により、消費者苦情を委員会の調停に付すること。

消費者行政課	
部長専決事項	課長専決事項
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）第4条第4項の規定により、裁定を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第12条第6項の規定による措置をとるべきことを命ずること。</li> <li>(2) 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第4条第1項の規定により、家庭用品の表示事項又は遵守事項に係る指示をすること。</li> <li>(3) 家庭用品品質表示法第10条第2項の規定により、適当な措置をとること。</li> <li>(4) 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第6条第2項の規定により、標準価格等を表示すべきことを指示すること。</li> <li>(5) 新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和52年新潟県条例第44号）第16条第1項の規定に</li> </ul>

(略)

(略)

産業労働部

産業政策課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) (略)	
(2) (略)	
(3) (略)	

より、消費者苦情を  
委員会の調停に付す  
ること。

(略)

(略)

産業労働観光部

産業政策課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) <u>中小企業等協同組 合法(昭和24年法律 第181号)第9条の2 の2(同法第9条の 9第5項において準 用する場合を含む。) の規定により、中小 企業調停審議会に諮 問し、団体協約につ いてのあつせん又は 調停を行うこと。</u>	(1) 中小企業支援法 (昭和38年法律第 147号)第4条第1項 の規定により、中小 企業支援事業の実施 に関する計画を定め ること(産業政策課 の所管事項に係るも のに限る。)
(2) <u>商工会法(昭和35 年法律第89号)第53 条(同法第58条第6 項において準用する 場合を含む。)の規定 による商工会又は商 工会連合会の清算人 の選任をすること。</u>	(2) 中小企業支援事業 の実施に関する基準 を定める省令(昭和 38年通商産業省令第 123号)第4条第4項 の規定により診断を 実施し、及び同条第 5項の規定により診 断報告書を交付する こと(産業政策課の 所管事項に係るもの に限る。)
(3) (略)	(3) 中小企業支援事業 の実施に関する基準 を定める省令第4条 第7項の規定によ り、診断報告書の内 容の実施等に関する 助言を行うこと(産 業政策課の所管事項 に係るものに限 る。)
(4) (略)	(4) 貸金業法(昭和58 年法律第32号)第6 条第1項の規定によ り、貸金業者の登録 を拒否すること。
(5) (略)	(5) 独立行政法人中小 企業基盤整備機構法 (平成14年法律第 147号)第15条第1項 第3号に規定する中 小企業高度化資金貸

付事業に関する事業  
計画を作成すること  
(産業政策課の所管  
事項に係るものに限  
る。)

創業・経営支援課

部長専決事項	課長専決事項
<p>(1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2の2（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定により、中小企業調停審議会に諮問し、団体協約についてのあつせん又は調停を行うこと。</p> <p>(2) 商工会法（昭和35年法律第89号）第53条（同法第58条第6項において準用する場合を含む。）の規定による商工会又は商工会連合会の清算人の選任をすること。</p>	<p>(1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第4条第1項の規定により、中小企業支援事業の実施に関する計画を定めること（創業・経営支援課の所管事項に係るものに限る。）。</p> <p>(2) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和38年通商産業省令第123号）第4条第4項の規定により診断を実施し、及び同条第5項の規定により診断報告書を交付すること（創業・経営支援課の所管事項に係るものに限る。）。</p> <p>(3) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令第4条第7項の規定により、診断報告書の内容の実施等に関する助言を行うこと（創業・経営支援課の所管事項に係るものに限る。）。</p> <p>(4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第6条第1項の規定により、貸金業者の登録を拒否すること。</p> <p>(5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号に規定する中小企業高度化資金貸</p>

付事業に関する事業  
計画を作成すること  
(創業・経営支援課  
の所管事項に係るも  
のに限る。)

(略)

(略)

観光企画課	
部長専決事項	課長専決事項
総合保養地域整備法 (昭和62年法律第71 号)第5条第3項(同 法第6条第2項におい て準用する場合を含 む。)の規定により、基 本構想について関係市 町村に協議すること。	旅行業法(昭和27年 法律第239号)第7条 第4項(同法第9条第 2項において準用する 場合を含む。)の規定に より、国内旅行業に係 る営業保証金を供託し た旨の届出をすべき旨 の催告をすること。

国際観光推進課	
部長専決事項	課長専決事項
	(1) 通訳案内士法(昭 和24年法律第210 号)第21条第1項の 規定により、全国通 訳案内士の登録を拒 否すること。 (2) 通訳案内士法第25 条第1項及び第2項 の規定により、全国 通訳案内士の登録を 取り消すこと。 (3) 通訳案内士法第25 条第3項の規定によ り、全国通訳案内士 の登録を取り消し、 又は期間を定めて全 国通訳案内士の名称 の使用の停止を命ず ること。 (4) 通訳案内士法第26 条の規定により、全 国通訳案内士の登録 を消除すること。

観光局

観光企画課	
局長専決事項	課長専決事項
総合保養地域整備法 (昭和62年法律第71 号)第5条第3項(同	旅行業法(昭和27年 法律第239号)第7条 第4項(同法第9条第



法第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、基本構想について関係市町村に協議すること。	2項において準用する場合を含む。)の規定により、国内旅行業に係る営業保証金を供託した旨の届出をすべき旨の催告をすること。
--	--

国際観光推進課	
局長専決事項	課長専決事項
	(1) 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第21条第1項の規定により、全国通訳案内士の登録を拒否すること。 (2) 通訳案内士法第25条第1項及び第2項の規定により、全国通訳案内士の登録を取り消すこと。 (3) 通訳案内士法第25条第3項の規定により、全国通訳案内士の登録を取り消し、又は期間を定めて全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ずること。 (4) 通訳案内士法第26条の規定により、全国通訳案内士の登録を消除すること。

農林水産部

(略)

地域農政推進課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(9) (略) (10) 農地法第41条第3項の規定により、裁定をした旨を当該裁定の申請をした者に通知し、及びこれを公告すること。 (11)・(12) (略)	(略)

(略)

農地部

農地管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) 農地法第4条第1

農林水産部

(略)

地域農政推進課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(9) (略) (10) 農地法第43条第3項の規定により、裁定をした旨を当該裁定の申請をした者に通知し、及びこれを公告すること。 (11)・(12) (略)	(略)

(略)

農地部

農地管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	

項の規定による農地の転用の許可をすること（三条、魚沼及び南魚沼地域振興局の農業振興部長及び農林振興部長の専決事項を除く。次号から第4号まで、第6号、第7号、第11号及び第12号において同じ。）。

(2) 農地法第4条第8項の規定による農地の転用の協議を受けること。

(3) 農地法第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可をすること。

(4) 農地法第5条第4項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の取得の協議を受けること。

(5) (略)

(6) 農地法第51条第1項の規定により、違反転用に対する処分をすること。

(7) 農地法第51条第2項の規定により、命令書を交付すること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第4項第1号の規定による設備整備計画の同意をすること。

(12) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

た再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第8条第4項において準用する同法第7条第4項第1号の規定による設備整備計画の変更の同意をすること。

(略)

土木部

監理課

部長専決事項	課長専決事項
(1)～(7) (略)	(略)
<u>(8) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第13条第1項の規定により、土地等使用権等の取得についての裁定をすること。</u>	
<u>(9) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第19条第3項の規定により、土地等使用権の存続期間の延長についての裁定をすること。</u>	
<u>(10) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第32条第1項又は第37条第3項の規定により、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定をすること。</u>	

(略)

道路管理課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(2)の2 (略) (2)の3 <u>道路法第39条の9(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、必要な措置を講ずべきことを命ずること(課長</u>

(略)

土木部

監理課

部長専決事項	課長専決事項
(1)～(7) (略)	(略)

(略)

道路管理課

部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(2)の2 (略)

	<p>専決に関するものに限る。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(4)の2 道路法第48条の20の規定により、<u>利便施設協定の締結</u>をすること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(5)の2 道路法第72条の2第1項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、<u>必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること(課長専決に関するものに限る。)</u>。</p> <p>(6)～(14) (略)</p>		<p>(3)・(4) (略)</p> <p>(4)の2 道路法第48条の17の規定により、<u>利便施設協定の締結</u>をすること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6)～(14) (略)</p>
(略) (略)		(略) (略)	
<p>別表第5 (第14条の2 関係)</p> <p>(略)</p> <p>地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>		<p>別表第5 (第14条の2 関係)</p> <p>(略)</p> <p>地域振興局の農林振興部長、農業振興部長及び農村整備部長専決事項</p> <p>(1) <u>農地法第4条第1項の規定による農地の転用の許可をすること。</u></p> <p>(2) <u>農地法第4条第8項の規定による農地の転用の協議を受けること。</u></p> <p>(3) <u>農地法第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可をすること。</u></p> <p>(4) <u>農地法第5条第4項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の取得の協議を受けること。</u></p> <p>(5) <u>農地法第51条第1項の規定により、違反転用に対する処分をすること。</u></p> <p>(6) <u>農地法第51条第2項の規定により、命令書を交付すること。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)第7条第4項第1号の規定による設備整備計画の同意をすること。</u></p> <p>(10) <u>農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第8条第4項において準用する同法第7条第4項第1号の規定による設備整備計画の変更の同意をすること。</u></p>	

(3) (略)

**三条、魚沼及び南魚沼地域振興局の農業振興部長及び農林振興部長専決事項**

- (1) 農地法第4条第1項の規定による農地の転用の許可をすること。
- (2) 農地法第4条第8項の規定による農地の転用の協議を受けること。
- (3) 農地法第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可をすること。
- (4) 農地法第5条第4項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の取得の協議を受けること。
- (5) 農地法第51条第1項の規定により、違反転用に対する処分をすること。
- (6) 農地法第51条第2項の規定により、命令書を交付すること。
- (7) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項第1号の規定による設備整備計画の同意をすること。
- (8) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第8条第4項において準用する同法第7条第4項第1号の規定による設備整備計画の変更の同意をすること。

(略)

**佐渡地域振興局農林水産振興部副部長（水産振興担当）専決事項**

- (1)～(5)の10 (略)
- (5)の11 新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年新潟県規則第59号) 第11条の規定により、借受人に対し報告を求め、又は職員をして調査させること。

(6)～(26) (略)

**佐渡地域振興局農林水産振興部副部長（農村振興担当）専決事項**

(11) (略)

(略)

**佐渡地域振興局農林水産振興部副部長（水産振興担当）専決事項**

- (1)～(5)の10 (略)
- (5)の11 新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年新潟県規則第59号) 第12条の規定により、借受人に対し報告を求め、又は職員をして調査させること。

(6)～(26) (略)

**佐渡地域振興局農林水産振興部副部長（農村振興担当）専決事項**

- (1) 農地法第4条第1項の規定による農地の転用の許可をすること。
- (2) 農地法第4条第8項の規定による農地の転用の協議を受けること。
- (3) 農地法第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可をすること。
- (4) 農地法第5条第4項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の取得の協議を受けること。
- (5) 農地法第51条第1項の規定により、違反転用に対する処分をすること。
- (6) 農地法第51条第2項の規定により、命令書を交付すること。

- (1) (略)  
 (2) (略)

- (3) (略)  
 (略)

別表第6 (第15条関係)

- (1)・(2) (略)  
 (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
県税部 副部長 (村上収 税担当、 新潟庶務 ・課税担 当、新潟 収税担 当、新津 収税担 当、柏崎 収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ソ (略) タ 新潟県県税条例第57条第1項又は附則第19条の5第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の課税免除をすること。 チ～ヘ (略) (3) (略) (4) 収税関係 ア 地方税法の規定により、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第47条の差押え(即時に引渡しを受け、又は取立てを行うものに限る。)及び同法第79条の差押えの解除をすること。 イ (略) ウ 地方税法の規定により、国税徴収法第86条の参加差押え及び同法第88条の参加差押えの解除をすること。 エ～ス (略)
県税部 副部長 (村上収 税担当、 新津収税	(1) (略) (2) 直税関係 ア 新潟県県税条例第57条第1項又は附則第19条の5第1項の規定により、普通徴収に係

- (7) (略)  
 (8) (略)  
 (9) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項第1号の規定による設備整備計画の同意をすること。  
 (10) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第8条第4項において準用する同法第7条第4項第1号の規定による設備整備計画の変更の同意をすること。  
 (11) (略)  
 (略)

別表第6 (第15条関係)

- (1)・(2) (略)  
 (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
県税部 副部長 (村上収 税担当、 新潟庶務 ・課税担 当、新潟 収税担 当、新津 収税担 当、柏崎 収税担 当、十日 町収税担 当及び糸 魚川収税 担当を除 く。)	(1) (略) (2) 直税関係 ア～ソ (略) タ 新潟県県税条例第57条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の課税免除をすること。 チ～ヘ (略) (3) (略) (4) 収税関係 ア 地方税法の規定により、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第47条の差押(即時に引渡しを受け、又は取立を行うものに限る。)及び同法第79条の差押の解除をすること。 イ (略) ウ 地方税法の規定により、国税徴収法第86条の参加差押及び同法第88条の参加差押の解除をすること。 エ～ス (略)
県税部 副部長 (村上収 税担当、 新津収税	(1) (略) (2) 直税関係 ア 新潟県県税条例第57条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の課税免除をす

<p>担当、柏崎収税担当、十日町収税担当及び糸魚川収税担当に限る。）</p>	<p>る自動車税の課税免除をすること。  イ・ウ (略)  (3) (略)  (4) 収税関係  ア 地方税法の規定により、国税徴収法第47条の<u>差押え</u>（即時に<u>引渡し</u>を受け、又は<u>取立て</u>を行うものに限る。）及び同法第79条の<u>差押え</u>の解除をすること。  イ (略)  ウ 地方税法の規定により、国税徴収法第86条の<u>参加差押え</u>及び同法第88条の<u>参加差押え</u>の解除をすること。  エ～ス (略)</p>	<p>ること。  イ・ウ (略)  (3) (略)  (4) 収税関係  ア 地方税法の規定により、国税徴収法第47条の<u>差押</u>（即時に<u>引渡し</u>を受け、又は<u>取立</u>を行うものに限る。）及び同法第79条の<u>差押</u>の解除をすること。  イ (略)  ウ 地方税法の規定により、国税徴収法第86条の<u>参加差押</u>及び同法第88条の<u>参加差押</u>の解除をすること。  エ～ス (略)</p>	
(略)		(略)	
<p>県税部 副部長 (新潟収税担当に限る。)</p>	<p>(1) 直税関係  ア 新潟県県税条例第57条第1項又は附則第19条の5第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の課税免除をすること。  イ・ウ (略)  (2) 収税関係  ア 地方税法の規定により、国税徴収法第47条の<u>差押え</u>（即時に<u>引渡し</u>を受け、又は<u>取立て</u>を行うものに限る。）及び同法第79条の<u>差押え</u>の解除をすること。  イ (略)  ウ 地方税法の規定により、国税徴収法第86条の<u>参加差押え</u>及び同法第88条の<u>参加差押え</u>の解除をすること。  エ～ス (略)</p>	<p>県税部 副部長 (新潟収税担当に限る。)</p> <p>(1) 直税関係  ア 新潟県県税条例第57条第1項の規定により、普通徴収に係る自動車税の課税免除をすること。  イ・ウ (略)  (2) 収税関係  ア 地方税法の規定により、国税徴収法第47条の<u>差押</u>（即時に<u>引渡し</u>を受け、又は<u>取立</u>を行うものに限る。）及び同法第79条の<u>差押</u>の解除をすること。  イ (略)  ウ 地方税法の規定により、国税徴収法第86条の<u>参加差押</u>及び同法第88条の<u>参加差押</u>の解除をすること。  エ～ス (略)</p>	
(略)		(略)	
<p>新潟地域振興局県税部 収税第1課長</p>	<p>(1) 地方税法の規定による督促状を発すること。  (2) 県税に係る過誤納金等を還付し、又は充当すること。  (3) 自動車税の納税通知書を再発付すること。  (4) 地方税法第20条の2の規定による公示送達をすること。  (5) 地方税法第20条の10の規定により、納税証明書を交付すること。</p>	<p>新潟地域振興局県税部 収税第1課長</p>	<p>県税部収税課長の専決事項</p>

<p>新潟地域振興局県税部 収税第2課長及び 収税第3課長</p>	<p>(1) <u>地方税法の規定による督促状を発すること。</u></p> <p>(2) <u>地方税法第11条第2項の規定により、納付又は納入の催告書を発すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>新潟県県税条例第16条の規定による徴収の引継ぎをし、又は他の地域振興局長からの徴収の引継ぎを受けること。</u></p> <p>(8) (略)</p>	<p>新潟地域振興局県税部 収税第2課長及び 収税第3課長</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>
(略)		(略)	
<p>健康福祉環境部 環境センター長</p>	<p>(1)～(37)の3 (略)</p> <p>(37)の4 <u>土壤汚染対策法第3条第7項の規定による同条第1項ただし書の確認に係る土地の形質の変更の届出を受理すること。</u></p> <p>(37)の5 (略)</p> <p>(37)の6 <u>土壤汚染対策法第7条第1項の規定により、土地の所有者等又は行為をした者に対し、<u>汚染除去等計画を作成し、これを提出すべきことを指示すること。</u></u></p> <p>(37)の7 <u>土壤汚染対策法第7条第3項の規定による変更後の汚染除去等計画の提出を受けること。</u></p> <p>(37)の8 <u>土壤汚染対策法第7条第5項の規定により、同条第4項に規定する期間を短縮すること。</u></p> <p>(37)の9 <u>土壤汚染対策法第7条第9項の規定による実施措置を講じた旨の報告を受理すること。</u></p> <p>(38) (略)</p> <p>(38)の2 <u>土壤汚染対策法第12条第1項第1号の規定による土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針が環境省令で定める基準に適合する旨の確認をすること。</u></p> <p>(39)・(40) (略)</p> <p>(40)の2 <u>土壤汚染対策法第12条第4項の規定による土地の形質の変更の届出を受理すること。</u></p>	<p>健康福祉環境部 環境センター長</p>	<p>(1)～(37)の3 (略)</p> <p>(37)の4 (略)</p> <p>(37)の5 <u>土壤汚染対策法第7条第1項の規定により、土地の所有者等又は行為をした者に対し、<u>汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示すること。</u></u></p> <p>(38) (略)</p> <p>(39)・(40) (略)</p>



(40)の3 (略)  
(40)の4 (略)  
(40)の5 (略)  
(40)の6 (略)  
(40)の7 (略)  
(40)の8 (略)  
(40)の9 (略)  
(41)～(41)の4 (略)  
(41)の5 土壤汚染対策法施行規則第16条第5項の規定による土地の所有者等の地位の承継の届出を受理すること。  
(41)の6 (略)  
(41)の7 土壤汚染対策法施行規則第43条第3号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。  
(41)の8 土壤汚染対策法施行規則第43条第4号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。  
(41)の9・(41)の10 (略)  
(41)の11 土壤汚染対策法施行規則第50条第1項第3号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。  
(41)の12 土壤汚染対策法施行規則第52条の5第1項の規定による施行管理方針の確認に係る土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出を受理すること。  
(41)の13 土壤汚染対策法施行規則第52条の6第1項又は第2項の規定による施行管理方針の変更の届出を受理すること。  
(41)の14 土壤汚染対策法施行規則第52条の7第1項の規定による施行管理方針の廃止の届出を受理すること。  
(41)の15 土壤汚染対策法施行規則第52条の8第1項の規定により、土壤汚染対策法第12条第1項第1号の確認を取り消すこと。  
(41)の16 汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第5条第20号ただし書の規定による地下水基準に適合している旨の確認をすること。

(40)の2 (略)  
(40)の3 (略)  
(40)の4 (略)  
(40)の5 (略)  
(40)の6 (略)  
(40)の7 (略)  
(40)の8 (略)  
(41)～(41)の4 (略)  
(41)の5 土壤汚染対策法施行規則第16条第4項の規定による土地の所有者等の地位の承継の届出を受理すること。  
(41)の6 (略)  
(41)の7 土壤汚染対策法施行規則第43条第2号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。  
(41)の8 土壤汚染対策法施行規則第43条第3号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。  
(41)の9・(41)の10 (略)  
(41)の11 土壤汚染対策法施行規則第50条第1項第2号の規定による施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の確認をすること。  
(41)の12 汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第5条第15号ただし書の規定による地下水基準に適合している旨の確認をすること。

	<p>(41)の17 汚染土壌処理業に関する省令第5条第21号ロの規定による同号イの規定に従って大気有害物質を排出している旨の確認をすること。</p> <p>(41)の18 (略)</p> <p>(41)の19 (略)</p> <p>(41)の20 (略)</p> <p>(41)の21 (略)</p> <p>(41)の22 (略)</p> <p>(42)～(72) (略)</p>		<p>(41)の13 汚染土壌処理業に関する省令第5条第16号ロの規定による同号イの規定に従って大気有害物質を排出している旨の確認をすること。</p> <p>(41)の14 (略)</p> <p>(41)の15 (略)</p> <p>(41)の16 (略)</p> <p>(41)の17 (略)</p> <p>(41)の18 (略)</p> <p>(42)～(72) (略)</p>
(略)		(略)	
佐渡地域振興局農林水産振興部農地庁舎次長	<p>土地改良法第18条第18項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区役員の氏名及び住所の公告（設立当時の役員の就任に係るものを除く。）をすること。</p>	佐渡地域振興局農林水産振興部農地庁舎次長	<p>土地改良法第18条第17項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区役員の氏名及び住所の公告（設立当時の役員の就任に係るものを除く。）をすること。</p>
(略)		(略)	
(4) (略)		(4) (略)	